



The
Building
Center
of
Japan

BR設-600-14

平成12年6月1日制定
平成23年11月7日改訂
平成24年4月1日改訂

浄化槽型式適合認定申請要領



一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

評 定 部 設備防災課

目 次

§ 1.	型式適合認定の対象	1
§ 2.	型式適合認定手続きの流れ	1～
§ 3.	認定に要する費用	4
§ 4.	認定の取り下げ	4
§ 5.	認定の公表	4
§ 6.	型式適合認定区分	5～
§ 7.	型式適合認定申請の型式区分の考え方について	7
§ 8.	型式適合認定申請書添付図書の作成要領	8～

◆ 付属資料

◇	部会訂正資料及び委員会資料について	付属資料 1
◇	申請資料の最終版について	付属資料 2

▲ 様式

△	型式適合認定申請書	様式 1
△	申請に係る建築物の部分の概要を記載した図書 (処理方式及び処理能力を記載した書面)	様式 2
△	施工要領書及び維持管理要領書に記載すべき事項	様式 3
△	変更内容説明書	様式 4
△	取り下げ届	様式 5
△	仕様書	様式 6

★ 別添資料

- ☆ 型式適合認定書別添 仕様書及び図面の最終版作成要領

改訂履歴

- 2001.1.12
 - ・ 申請資料の目次を変更、提出部数の変更
 - ・ 型式区分の考え方、認定番号の付番方法説明等追加
 - ・ 「旧法第 3 8 条認定(旧告示第 1 3 認定)の内容変更に関連した型式適合認定申請について」の内容を盛り込み。これに伴い、「旧法第 3 8 条認定(旧告示第 1 3 認定)の内容変更に関連した型式適合認定申請について」による事務取扱は廃止する。
なお、旧法第 3 8 条認定(旧告示第 1 3 認定)に関連する型式適合認定申請手続きは、平成 1 4 年 5 月末をもって終了する予定のため、留意されたい(当該期日を経過後、本申請要領より旧法第 3 8 条認定(旧告示第 1 3 認定)に関する記述を削除する予定)。
- 2000.2.1
 - ・ 様式 1 (型式適合認定申請書)様式の変更
- 2000.2.26
 - ・ § 10.型式適合認定申請資料の作成要領 「②平面図、立面図、断面図及び構造詳細図(構造図)」の説明追加
- 2001.3.30
 - ・ 型式適合認定書別添 仕様書及び図面の最終版作成要領を別添資料として追加
- 2002.4.19
 - ・ 旧法第 3 8 条認定(旧告示第 1 3 認定)の移行認定手続き完了(一般認定分)に合わせた修正。
 - ・ 試験タイプの性能評価、国土交通大臣認定されたものの型式適合認定付番方法を追記
- 2002.10.25
 - ・ 型式適合認定書別添 仕様書及び図面の最終版作成要領の修正
- 2003.6.1
 - ・ 6/1 付け組織変更、設備課→設備防災課による改訂
- 2004.4.1
 - ・ 設備防災課の電話番号変更に伴う変更など

●2005.4.22

- ・申請書様式に関する記載部分変更（あくまでも記入項目の記入例として位置付け変更。最新申請書様式は当財団ホームページよりダウンロードするようにお願いいたします。）

●2007.5.6

- ・本部移転に伴う問い合わせ先住所の変更

●2011.4.1

- ・一般財団化に伴う名称及び会社ロゴの変更

●2011.11.7

- ・本部移転に伴う問い合わせ先住所の変更

●2012.4.1

- ・型式適合認定申請資料必要部数の変更

浄化槽型式適合認定申請要領

当財団が行う浄化槽型式適合認定は、建築基準法第68条の10第1項の規定に基づく国土交通大臣の認定について、その業務を国土交通省から指定された認定機関として実施するものです。

この認定を行うため、当財団に学識経験者により構成される「浄化槽審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置しています。

なお、型式適合認定の申請にあたっては、この申請要領に従って十分御検討のうえ、該当項目に関する資料を的確に取り揃えて下さい。

§ 1. 型式適合認定の対象

型式適合認定の対象となる浄化槽は次のいずれかに該当し、実用化を目的としたものとします。

- (1) 建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定めた構造方法(昭和55年建設省告示第1292号)による浄化槽
- (2) 建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が認定した浄化槽

§ 2. 型式適合認定手続きの流れ

申請から、型式適合認定完了までの手続き流れは以下のとおりです。

なお、不明な点は、事務局担当者(評定部 設備防災課)宛にお問い合わせ下さい。

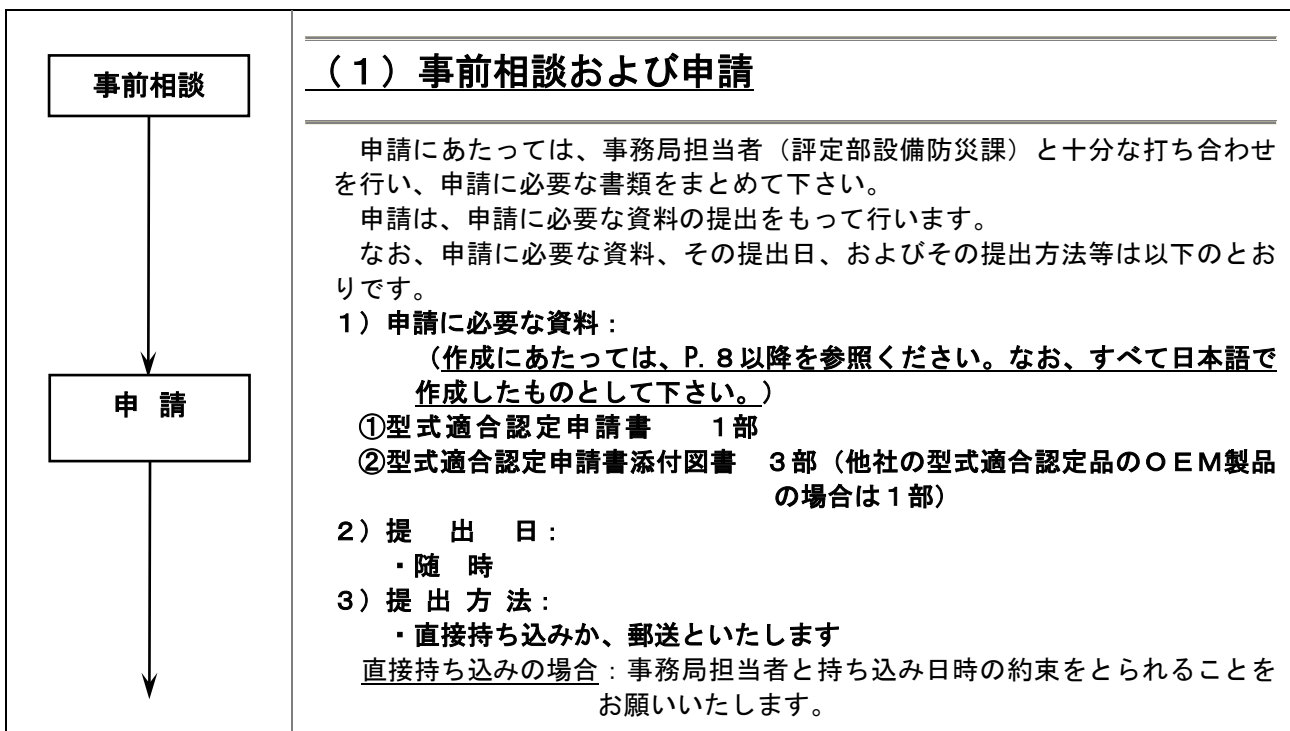
また、申請にあたっては、本要領の他に以下の文書をお読み下さい。

☆ 認定等業務のご案内

☆ 認定等業務規程

☆ 認定等業務約款

☆ 型式適合認定手数料一覧表



郵送による場合：用紙（様式等は特別指定いたしません。）に、資料発送日、到着予定日等の情報を記入いただき、事務局担当者宛にファクシミリで送信して下さい。

申請に必要な資料の受領(事務局)

事務局において受領および受理された案件はこちらのフローに従います。

事務局において受領後、受理に際し委員会における技術的な判断が必要な案件はこちらのフローに従います。

委員会(受理審査)

申請者は、委員会当日の出席が必要です。
(ヒアリングを行います)

(2) 申請の受理

☆ 申請資料の受領：

(1)に従い、申請された案件については、事務局にて資料受領の事前確認を行います。

ただし、次のような場合には受領できない場合があります。

- 1) § 1に規定されているもの以外のもの。
- 2) 申請資料に必要な事項がすべて記載されておらず、申請内容が明確になっていないもの。
- 3) 要求している資料の一部が不足しているもの。

受領できないと判断されたものは、受領できない理由を説明して、提出された資料をお返しします。

★ 申請案件の受理：

受領された申請案件は、

- ① 引き続き事務局において受理する場合
- ② 委員会において技術的判断後に受理する場合

の2種類の受理方法があります。

①は、申請案件を受理するに際し、特に技術的判断を必要としない場合で、これにより受理された申請案件は、『(3)委員会(受理審査)』を経ずに、直接『(5)部会』で詳細審議を行うこととなります。受理を決定した案件については部会担当委員(2～4名程度)を決定し、部会を構成します。この部会の開催日時、開催場所等については、翌日にファクシミリで御連絡いたします。

②は、申請案件を受理するに際し、特に技術的判断を必要とする場合で、『(3)委員会(受理審査)』において受理の判断を行います。通常、申請案件がこの②に該当する場合は、委員会における受理審査に必要な委員会資料の内容などを含め、『(1)事前相談および申請』の段階で、事務局よりご案内します。

受理された案件は、承諾書に代えて、型式適合認定申請書に承諾印を押印したものの写しを申請者へ送付いたします。この承諾印が押印された型式適合認定申請書は、審査完了後の最終版製本時に必要なものですので、大切に保管しておいてください。

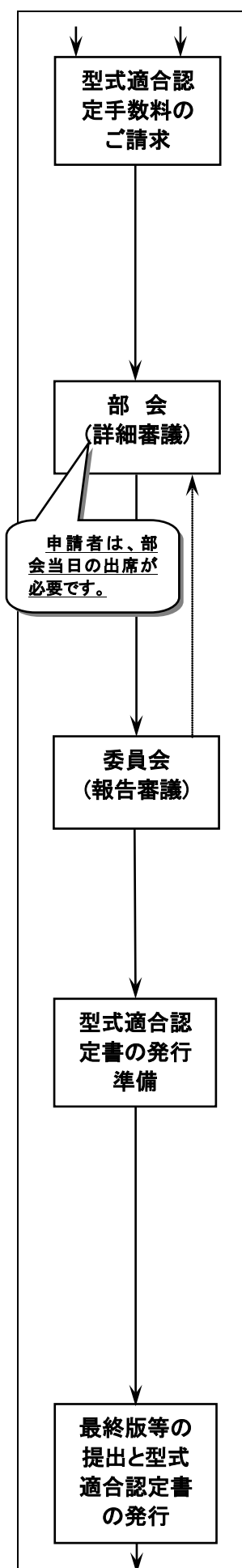
(3) 委員会(受理審査)

(2)で受領した案件については、委員会において申請案件の受理に係る審査を行います。

申請者は、委員会当日に出席いただき、申請内容の概要説明(以下「ヒアリング」)をお願いします(ヒアリング時の概要説明は、委員会資料に基づき10分以内でお願いします)。

ヒアリングを含めた受理審査の結果、委員会において受理を決定した案件については部会担当委員(2～4名程度)を決定し、部会を構成します。この部会の開催日時、開催場所等については、委員会当日(夕方以降)又は翌日にファクシミリで御連絡いたします。

一方、委員会における受理審査の結果、受理できないと判断されたものは、受理できない理由を説明して、提出された資料をお返しします。



(4) 型式適合認定手数料のご請求

型式適合認定手数料は、受理することが決定された案件についてのみ、後日請求書を送付いたしますので、所定の金融機関に早めにお振込み下さい（入金を確認されない場合は、(6)の型式適合認定書の発行ができませんので御注意下さい。）。

型式適合認定手数料の振り込み方法等については、ご請求書、およびご請求書に同封される書類を参照下さい。

(5) 部会（詳細審議）

部会では、申請者の方に出席いただき、担当委員により詳細な検討が行われます。また、部会は問題点がすべて解決するまで行われます。（日時、場所等は担当職員から予め連絡します。なお、ご希望により関西地方での部会開催も可能です）

申請者は、部会において提出資料の説明をしていただくとともに、担当委員の質疑に答えていただき、問題点がすべて解決するまで行われます。

部会において生じた指摘事項等に対する訂正・回答は、すみやかに作成いただき、事務局担当者へご提出下さい（付属資料1を参照）。

部会において問題点がすべて解決された案件については、最も近い時期に開催される委員会に、担当委員が部会での審議内容の報告を行います。

なお、部会に対する指摘事項への対応について疑問や相談事項等がありましたら事務局にてお受けいたしますのでご連絡下さい。

(6) 委員会（報告審議）

委員会当日、担当委員による部会審議内容の報告を受け、委員会で申請案件の審議を行います。委員会における審議結果は、委員会当日（夕方）又は翌日にファクシミリで御連絡いたします。

委員会における審議の結果によっては、再度『(5) 部会（詳細審議）』を行う場合があります。

(7) 型式適合認定書の発行準備

(6)の委員会において審査の結果、認定すると判定されたものについては、事務局により型式適合認定書の発行準備を開始いたします。

申請者においては、以下の書類を作成開始して下さい。

- ①委員会及び部会において検討を行った事項を反映させ、追記・修正等が全て済まされた型式適合認定申請資料（以下「最終版」という。最終版の作成方法等、詳細については付属資料2を参照下さい。）
- ②型式適合認定書に添付する【別添 仕様書及び図面】の正式提出版（申請時において案として提出したものを、指摘等により修正したもので、各申請型式に付番された型式適合認定番号を挿入したものの。）。

(8) 最終版等の提出と型式適合認定書の発行

申請者は、最終版2部、及び【別添 仕様書及び図面】2部を委員会終了後14日以内に事務局へ提出して下さい。

↓
手続き完了

事務局に提出された最終版には、当財団最終版確認印を捺印し、1部を型式適合認定書に添えて返却いたします。

(9) その他（型式適合認定の打切り）

委員会及び部会において検討の段階で、必要とされた資料あるいは訂正等について、正当な理由がなく対応が無いままに時間が経過する場合、また、委員会の報告審議の結果等により、型式適合認定を行わない場合は、型式適合認定作業を打切り、型式適合認定の出来ない旨の通知を行うことがあります。

この場合、納入された型式適合認定手数料は、原則として返戻できませんのでご注意ください。

§ 3. 認定に要する費用

- 本認定にあたっては、別に定める「手数料一覧表」に掲げる額が必要となります。
ご請求は、審査委員会受付終了後、請求書を送付いたしますので、所定の金融機関に早めにお振込み下さい。入金を確認されない場合は、型式適合認定書の発行ができませんのでご注意ください。

§ 4. 型式適合認定の取り下げ

- 申請者側のご都合等により、型式適合認定書等を交付前に型式適合認定等の申請を取り下げる場合には、その旨及び理由を記載した取り下げ届（様式5）をご提出下さい。

§ 5. 認定の公表

- 認定された型式については、建築基準法施行規則第10条の5の3の規定により公示されます。公示されたものと同様の内容については、当財団の機関誌等で公表いたします。

§ 6. 型式適合認定申請区分

型式適合認定の申請区分は以下のとおりとします。

(1) 小規模合併処理浄化槽

区分	告示区分	処理方式	処理対象人員
1	第1第一号	分離接触ばっ気方式	5人～50人
2	第1第二号	嫌気濾床接触ばっ気方式	5人～50人
3	第1第三号	脱窒濾床接触ばっ気方式	5人～50人

(2) 中・大規模合併処理浄化槽 (BOD20mg/L 以下)

区分	告示区分	処理方式	処理対象人員
4	第6第二号	接触ばっ気方式(沈殿分離槽)	51人～500人
5	第6第二号	接触ばっ気方式(流量調整槽)	101人～
6	第6第四号	長時間ばっ気方式	101人～

(3) 中・大規模合併処理浄化槽 (BOD10mg/L 以下)

区分	告示区分	処理方式	処理対象人員
7	第7第一号	接触ばっ気(流量調整槽)＋接触ばっ気・濾過方式	101人～
8	第7第一号	長時間ばっ気＋接触ばっ気・濾過方式	101人～
9	第7第二号	接触ばっ気(沈殿分離槽)＋凝集分離方式	51人～
10	第7第二号	接触ばっ気(流量調整槽)＋凝集分離方式	101人～
11	第7第二号	長時間ばっ気＋凝集分離方式	101人～

(4) 中・大規模合併処理浄化槽 (BOD10mg/L 以下、COD10mg/L 以下)

区分	告示区分	処理方式	処理対象人員
12	第8第一号	接触ばっ気(流量調整槽)＋接触ばっ気・活性炭吸着方式	101人～
13	第8第一号	長時間ばっ気＋接触ばっ気・活性炭吸着方式	101人～
14	第8第二号	接触ばっ気(沈殿分離槽)＋凝集分離・活性炭吸着方式	51人～
15	第8第二号	接触ばっ気(流量調整槽)＋凝集分離・活性炭吸着方式	101人～
16	第8第二号	長時間ばっ気＋凝集分離・活性炭吸着方式	101人～

(5) 中・大規模合併処理浄化槽 (BOD10mg/L 以下、T-N20mg/L、T-P1mg/L 以下)

区分	告示区分	処理方式	処理対象人員
17	第9第一号	硝化液循環活性汚泥方式	51人～(日平均処理汚水量 10m ³ 以上)
18	第9第二号	接触ばっ気(沈殿分離槽)＋三次処理脱窒・脱磷方式	51人～
19	第9第二号	接触ばっ気(流量調整槽)＋三次処理脱窒・脱磷方式	51人～
20	第9第二号	長時間ばっ気＋三次処理脱窒・脱磷方式	101人～

(6) 中・大規模合併処理浄化槽 (BOD10mg/L 以下、T-N15mg/L、T-P1mg/L 以下)

区分	告示区分	処理方式	処理対象人員
21	第10第一号	硝化液循環活性汚泥方式	51人～(日平均処理汚水量 10m ³ 以上)
22	第10第二号	接触ばっ気(沈殿分離槽)＋三次処理脱窒・脱磷方式	51人～
23	第10第二号	接触ばっ気(流量調整槽)＋三次処理脱窒・脱磷方式	51人～
24	第10第二号	長時間ばっ気＋三次処理脱窒・脱磷方式	101人～

(7) 中・大規模合併処理浄化槽 (BOD10mg/L 以下、T-N10mg/L、T-P1mg/L 以下)

区分	告示区分	処理方式	処理対象人員
25	第11第一号	硝化液循環活性汚泥方式	51人～ (日平均処理汚水量 10m ³ 以上)
26	第11第二号	接触ばっ気 (沈殿分離槽) + 三次処理脱窒・脱磷方式	51人～
27	第11第二号	接触ばっ気 (流量調整槽) + 三次処理脱窒・脱磷方式	51人～
28	第11第二号	長時間ばっ気 + 三次処理脱窒・脱磷方式	101人～

(8) その他

29	1～34 以外のも (事務局にお問い合わせ下さい。)
----	----------------------------

§ 7. 型式適合認定申請の型式区分の考え方について

型式適合認定制度における型式区分の考え方は、以下によります。

・ **処理対象人員 50 人以下の小規模合併処理浄化槽：**

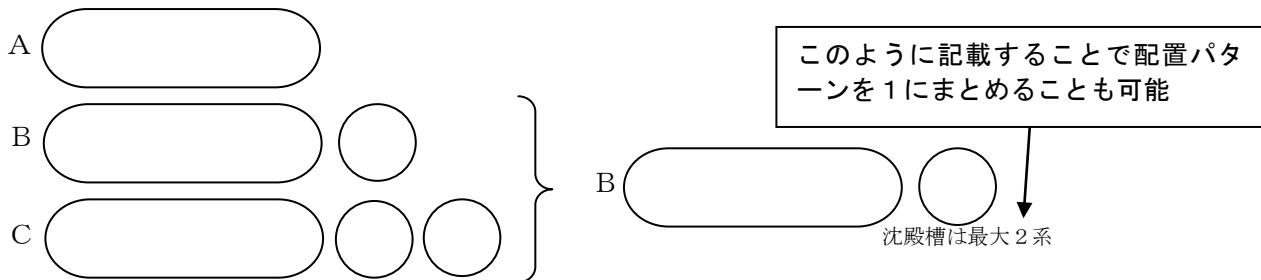
従来どおり、人槽毎の区分とします。

・ **処理対象人員 51 人以上の中・大規模合併処理浄化槽：**

従来どおり、配置パターン毎の区分とします。

構成槽数・本数が同一でも、内部の槽配置が異なるものは別に区分します。

なお、下図のとおり沈殿槽の数に関わらずに配置パターンを同一とすることも可能とします。



§ 8. 型式適合認定申請資料の作成要領

1. 型式適合認定申請資料の体裁について

- 1) 以下のとおり目次を作成し、目次毎に的確な資料をまとめ、A4サイズで2穴アケ等のファイル綴じとしてください（図面等A4サイズを越えるものは、A4に織り込んでください。）。また、ファイルの表紙には、
 - ・「型式適合認定申請資料」
 - ・「認定を受けようとする型式」
 - ・「申請者名」
 を必ず明記してください。
- 2) 申請資料は、誤字、脱字、また資料全体を通して件名、型式名、単位等の不整合がないように注意して作成して下さい。
- 3) 目次項目毎に中扉を付け、中扉にタブ（項目目印用）を付してください。
- 4) 資料全般を通じ、目次項目毎のページ（例えば処理方式及び処理能力を記載した書面の場合、1-1, 1-2, 1-3……）を中央下に記入してください。
- 5) 資料作成にあたっては、可能な限りワープロ等で日本語により作成してください。
- 6) 各目次項目毎の詳細については次ページ以降を参照してください。

型式適合認定申請資料 目次	
型式適合認定申請書（写し）	
① 建築物の部分の概要を記載した図書（処理方式及び処理能力を記載した書面）（様式2）	
② 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図（構造図）	
③ 建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の規定に基づく認定書写し	
④ 計算書	
その他	●仕様書（様式6）
	●処理工程図
	●通水試験結果報告書
	●施工要領書及び維持管理要領書に記載すべき事項（様式3）
	●変更内容説明書（様式4）
	●型式適合認定書に添付する【別添 仕様書及び図面】案
	●技術資料

2. 型式適合認定申請資料の各目次項目について

型式適合認定申請書 (写し)	様式 1 により作成された型式適合認定申請書原本のコピーを添付してください。
①建築物の部分の概要を記載した図書 (処理方式及び処理能力を記載した書面)	様式 2 により作成したものとしてください。原則としてワープロ等で浄書きして下さい。 なお、様式 2-1 は告示第 1 第一号から第三号(申請区分 1~3)と申請区分 29 のうち、50 人以下の小規模合併処理浄化槽に適用し、様式 2-2 は告示第 6~第 11 (申請区分 4~28)と申請区分 29 のうち、51 人以上の中大規模合併処理浄化槽に適用します。
②平面図、立面図、断面図及び構造詳細図(構造図)	<p>1) 図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●フローシート：空気、汚水、汚泥の流れがわかる模式図として下さい。 ●全体平面図、断面図： <ul style="list-style-type: none"> ・処理対象人員 50 人以下 申請型式全てを各人槽ごとに作成して下さい。 ・処理対象人員 51 人以上 申請する配置パターンを最初に提示し、各配置パターンごとに標準図面(設計条件は、汚水量 200L/(人・日)で、流入BOD濃度 200mg/L)を作成して下さい。なお、標準図面を作成する処理対象人員、日平均処理汚水量の条件は、各配置パターン毎に任意で設定して下さい。 ●各槽の平面・断面図： 原水ポンプ槽を含む。また、マンホール位置を明示して下さい。 ●部分詳細図： 計量調整移送装置、接触材、散気管、逆洗管、逆洗管の取り付け及び固定、エアリフトポンプ、可搬式ポンプ、スカムスキマー、越流ぜき、消毒槽、浮上防止装置、薬剤筒等 ●オプション図(必要に応じて明記)： 水中ブローワー槽、放流ポンプ槽等 ●視野図(処理対象人員 10 人以下のみ必要)： マンホール嵩上げ 30cm 時の視野図を明記するとともに、全体平面に対する視野の範囲(視野率)を明記して下さい。 <p>2) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●作図は JIS A 0150「建築製図通則」及び JIS B 0001「機械製図」に準拠して下さい。 ●各槽、各室、各部の名称・寸法を記入するとともに配管、配線等の必要と思われる細部の寸法についても記入して下さい。 ●W.L.、G.Lの位置、基礎床版を表示して下さい。 ●必要に応じ、説明文、汚水、汚泥の流れの方向を矢印で表示して下さい。
③建築基準法第 31 条第 2 項又は同法施行令第 35 条第 1 項の規定に基づく認定書写し	建築基準法第 31 条第 2 項又は同法施行令第 35 条第 1 項の規定に基づく大臣認定を受けた構造の型式適合認定申請の場合は、当該大臣認定書写しを添付して下さい。(旧制度による認定(旧告示第 13 認定)を受け、移行認定を受けたものにあつては、移行認定書の内容を示す旧認定書の写しも添付が必要です。) なお、当該認定に該当しない型式(大臣が定めた構造方法を用いた型式)を申請する場合は、本目次を削除し、「④計算書」を「③計算書」としてして下さい。
④計算書	容量、寸法及び各単位装置の計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、使用機器等の能力については、この計算書中に表で説明して下さい。

その他	●仕様書	告示区分、処理方式毎に指定された様式6により、作成したものを添付してください。 なお、建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の規定に基づく大臣認定を受けた構造の型式適合認定申請の場合は、様式集の冒頭「様式リスト」の様式6に関連する記述部分に解説がありますので参照下さい。
	●処理工程図	処理工程図は、汚水、汚泥及び送風機からの空気の流れを図化して下さい。 総配置図は、各槽の配列の配置図を全種類できるかぎり一枚にまとめ、型式名をそれぞれ記入して下さい。
	●通水試験結果報告書	別に定める「通水試験要領」に従って試験を行い、その結果を報告書として作成し、添付して下さい。 そのほか、申請内容を説明するために必要と思われる試験結果等を必要に応じて添付して下さい。 なお、建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の規定に基づく大臣認定を受けた構造の型式適合認定申請の場合は、試験成績書を添付して下さい。
	●施工要領書及び維持管理要領書に記載すべき事項(様式3)	申請者側で独自に作成する施工要領書及び維持管理要領書において、型式適合判断のために必要な事項を箇条書きにしたものとして下さい。申請区分に応じて記載すべき事項が異なります。 特に、建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の規定に基づく大臣認定を受けた構造の型式適合認定申請の場合は、性能評価の前提となる事項等を盛り込む必要があります。
	●変更内容説明書(様式4)	初回申請、また変更の有無に関わらず添付して下さい。
	●型式適合認定書に添付する【別添仕様書及び図面】案	別添資料の作成要領に基づき、型式適合認定書に添付される仕様書付きの平断面図の案を作成いただき、添付して下さい。詳細は別添資料を参照下さい。
	●技術資料	・建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の規定に基づく大臣認定を受けた構造の型式適合認定申請の場合は、当該大臣認定に係る性能評価書写しを添付して下さい。 ・当財団「FRP 評定委員会」で評定を受けたものにあつては、評定書写しおよび評定報告書写しを添付して下さい。
	上記のほか、型式適合認定申請に必要と判断される資料等がありましたら、添付して下さい。	